

主 文

被告人を懲役10年に処する。

未決勾留日数中120日をもその刑に算入する。

大阪地方検察庁で保管中の一般旅券発給申請書（同庁令和7年領第7445号符号1）の偽造部分を没収する。

理 由

（罪となるべき事実）

被告人は、

第1 A及び氏名不詳者と共謀の上、B株式会社（以下「B社」という）が所有する不動産の売買代金等の名目で金銭をだまし取ろうと考え、

- 1 真実は、AがB社の代表取締役になつた事実はなく、A及び被告人にはB社が所有する（住所省略）の土地及び同土地の建物（以下「甲物件」という）を売却する権限がないのに、令和6年2月下旬頃から同年3月1日までの間、情を知らないC等を介し、合同会社D（以下「D社」という）の代表者であるE（当時66歳）及びF株式会社（以下「F社」という）の代表取締役であるG（当時41歳）に対し、「B社の代表取締役に就任するとともに祖母からB社の発行済全株式を譲り受けたAが、甲物件の売却を希望している」旨うそを言い、同年3月1日、（住所省略）のF社事務所等において、E及びGに対し、Aが、自己をB社の代表取締役であると名乗つた上、F社から登記申請業務を委託された司法書士のHらにA名義の自動車運転免許証を提示するなどして、B社の代表取締役になりすまし、「おばあちゃんから好きにしていっていいと言われて引き継いだ会社です」などうそを言って、甲物件を売却する権限を有しているかのように装い、E及びGに、Aが甲物件の所有者であるB社の代表取締役としてその売却権限を有しており、D社がB社との間で甲物件の売買契約を締結するとともに、D社とF社の間で甲物件の売買契約を締結し、それぞれ約定の売買代金を支払えば、F社がB社から甲物件の所有権を取得できると誤信さ

せ、よって、同年3月1日、F社事務所等において、Eに、売主をB社、買主をD社とし、D社が指定する者に対し売買代金の支払を条件としてB社から所有権を直接移転させる旨の甲物件の売買契約を締結させるとともに、E及びGに、売主をD社、買主をF社とする甲物件の売買契約を締結させ、手付金の名目で、Gから、a銀行b支店に開設されたD社名義の普通預金口座に5000万円を振込送金させるとともにEに現金5000万円を交付させた上、Eから、c銀行d支店に開設された被告人が管理するB社名義の普通預金口座に現金5000万円を振込送金させるとともに現金5000万円の交付を受け、さらに、同年3月7日、F社事務所等において、売買代金等の名目で、Gから、Eに現金3億5267万9575円を交付させた上、Eからその全額の交付を受け、

2 真実は、AがB社の代表取締役役に就任した事実はなく、A及び被告人にはB社が所有する（住所省略）の土地及び同土地上の建物（以下「乙物件」という）並びに（住所省略）ほか1筆の土地及び同土地上の建物（以下「丙物件」という）を売却する権限がないのに、令和6年2月下旬頃から同年3月5日までの間、C等を介して、E及び株式会社I（以下「I社」という）の代表取締役であるJ（当時39歳）に対し、「B社の代表取締役役に就任するとともに祖母からB社の発行済全株式を譲り受けたAが、両物件の売却を希望している」旨うそを言い、同年3月5日、F社事務所等において、Jから両物件の各売買契約の締結手続等を委託されたKに対し、Aが、自己をB社の代表取締役と名乗った上、I社から登記申請業務を委託された司法書士のLらにHを介してA名義の自動車運転免許証を提示するなどして、B社の代表取締役になりすまし、両物件を売却する権限を有しているかのように装い、J及びKに、Aが両物件の所有者であるB社の代表取締役としてそれらの売却権限を有しており、D社がB社との間で両物件の売買契約を締結するとともに、D社とI社との間で両物件の売買契約を締結し、それぞれ約定の売買代金を支払えば、I社がB社から両物件の所有権を取得できると誤信させ、よっ

て、同年3月5日、F社事務所等において、Eに、売主をB社、買主をD社とし、D社が指定する者に対し売買代金の支払を条件としてB社から所有権を直接移転させる旨の両物件の売買契約を締結させるとともに、E及びKに、売主をD社、買主をI社とする両物件の売買契約を締結させ、手付金の名目で、Kから、Eに、現金2億3000万円を交付させた上、Eから現金2億円の交付を受け、さらに、同年3月7日、F社事務所等において、売買代金等の名目で、Jから、Eに、現金16億530万7980円を交付させた上、Eから現金8億496万8596円の交付を受け、
もって、それぞれ人を欺いて財物を交付させ、

第2 MをNになりすまさせてN名義の一般旅券の交付を受けようと考え、Mと共謀の上、令和5年6月18日頃から同月26日頃までの間、(住所省略)の被告人方において、行使の目的で、被告人が、パソコンを使用し、外務大臣宛ての一般旅券発給申請書用紙データの氏名欄に「N」、生年月日欄に「昭和e年f月g日」、本籍欄に「(住所省略)」と入力するなどした上、プリンターで同データを印字し、同年6月26日頃、Mが、(住所省略)付近の路上で、前記のとおり印字された一般旅券発給申請書用紙の所持人自署欄に「N」と記入するなどし、もってN名義の一般旅券発給申請書1通を偽造した上、同年6月27日、被告人が、Nの代理人になりすまし、(住所省略)O市役所において、大阪府知事から旅券発給事務に係る窓口対応業務(申請受理及び交付)の移譲を受けた同市役所の職員に対し、前記偽造に係る一般旅券発給申請書1通(主文に掲げるもの)を真正に作成したもののよう装い、Mの顔写真等とともに提出行使して一般旅券の発給を申請し、同年7月10日、同所において、同市役所職員から、外務大臣発行のMの顔写真が印画されたN名義の一般旅券(旅券番号(省略))の交付を受け、もって、不正の行為によって旅券の交付を受けた。

(証拠の標目)

(略)

(法令の適用)

(略)

(量刑の理由)

本件は、被告人が、①共犯者らと共謀の上、会社の代表取締役になりすまして同社が所有する不動産につき権限なく売買契約を締結し、買主から売買代金等をだまし取った詐欺2件及び②別の共犯者と共謀の上、第三者名義にかかる旅券発給申請書を偽造、提出行使して、不正に旅券の交付を受けた有印私文書偽造・同行使、旅券法違反の事案である。

量刑の中心となる①をみると、被告人らは、虚偽の株主総会議事録等を作成するなどして共犯者の1人を代表取締役に仕立て上げ、実際の売買契約の場で同人が代表取締役であるかのようにふるまうなどして、買主ら関係者をだました。計画的で手の込んだ悪質な犯行であるし、被害総額は14億5700万円余りに上る。そして、被告人は、自らが、各物件の売却に向けた関係者との交渉を行い、偽の代表取締役となる共犯者が会社を引き継ぐに至ったうその設定を考え出して同人にそれを覚えさせ、同人と一緒に売買契約締結の場に臨んで契約書への押印等を行い、詐取金を受け取るなどしたほか、前記の虚偽の株主総会議事録を作成するために必要となる偽造運転免許証等を調達するなど、終始、中心的な役割を果たし、その供述によっても約1億1000万円の報酬を手に入れている。被告人は、当初は各物件を担保に融資金を得たいとの氏名不詳の共犯者からの依頼を受けて、その融資先を探していたところ、期せずして各物件の買い手が現れたことから、共犯者の指示で本件犯行に及ぶことになり、逐一共犯者の了解を得ながら事を進めたなどと述べる。確かに、証拠上、被告人の背後に上位者が存在し、そこに詐取金の多くが流れたことは否定できないが、いずれにせよ被告人は、犯罪と知りながら共犯者からの依頼に応じ、物件の売却へと計画が変更になった後も、手を引くどころか自ら主体的に犯行に関わり続け、希望どおりに高額報酬を手に入れたのであり、厳しい非難を免れない。

さらに、被告人は、知人から身分証明書等を入手した上で同人名義の旅券発給申請書を作成し、これを共犯者の顔写真と一緒に提出して、知人名義で共犯者の顔写真付きの旅券の発給を受けるという、旅券に対する社会的な信用を揺るがす悪質な②の犯行を主導的立場で敢行している。

以上に加え、被告人が、累犯前科を含めて複数の服役前科を有しながら、またもや各犯行に及んでおり、規範意識の希薄さが明らかであることも踏まえると、本件詐欺の犯行の被害者との間で被害金全額を含む14億6000万円余りの賠償義務があることを認める旨の示談書を取り交わし、そのうちの500万円を支払ったことを考慮しても、その責任は重く、相当長期の実刑に処する必要がある。

そこで、被告人が事実を認めた上、今後は被害弁償に努めるとともに二度と犯罪には関わらない旨を述べていることなども踏まえた上で、主文のとおり判決する。

(求刑 懲役12年、主文同旨の没収)

令和7年12月25日

大阪地方裁判所第14刑事部

裁 判 官 倉 成 章